

文化スポーツ課

杉山城跡見学会と タケノコ掘り体験の 参加者を募集します

「戦国期城郭の最高傑作のひとつ」と言われている国指定史跡・杉山城跡の見学会を開催します。その後、城内の竹林で旬の味覚「タケノコ」掘り体験を行い、掘ったタケノコはお持ち帰りいただけます。ご家族、ご友人等と一緒に参加してみませんか。尚、小学生以下のお子さまは保護者同伴での参加をお願い致します。

日 時 4月29日(土・祝)
10時～12時(受付9時30分)

※小雨決行

集合場所 玉ノ岡中学校体育館
北側

定員 60名

持ち物 タケノコ掘りに必要な道具、持ち帰り用の袋、軍手、飲み物等

費用 無料

申込み・問合せ 文化スポーツ課 ☎6210824



文化スポーツ課

義高の鯉のぼり2017 「義高ウォーク」が嵐山にやってきました！

木曾義仲公の長男・義高が父の死を知り鎌倉から父祖ゆかりの嵐山町を目指しながら十二歳で命を絶たれた地・狭山市。ゴールデンウィークに狭山市から嵐山町までの義高ウォークをはじめ、様々な義高哀悼イベントが行われます。

義高ウォーク

狭山市駅から鎌倉街道を通過して義高が目指した嵐山町・大蔵館まで約30kmのウォーキングを行います。

日 時 5月4日(木・祝)
8時集合、8時30分出発

出発地 西武新宿線狭山市駅西口広場



義高の軌跡をたどります

費用 一般1,000円・小学生300円(資料・保険代)

問合せ 狭山まちづくりリストの会 吉岡
☎041295315704

講演会「異伝 清水冠者」後世に伝わった義高伝説」

日 時 4月22日(土) 13時30分～15時30分(13時開場)

場 所 狭山市中央公民館第1ホール(定員80名)

費用 無料

講師 戸島みづき氏

問合せ 狭山市中央公民館
☎041295412111

義高の鯉のぼり2017

入間川の河川敷に鯉のぼり約300尾を掲揚し、少年義高の霊を祀ります。

日 程 4月30日(日)～5月5日(金・祝)

※4月30日11時から式典を行います。

場 所 狭山市昭代橋・新富士見橋の間の河川敷

問合せ 狭山市をおもしろくする会 福田
☎041295217052



青空に泳ぐ300尾の鯉のぼり

義高ウォーク歓迎ボランティアを募集します

狭山市から義高の想いとともなウォーキングで嵐山町を訪れる方々を歓迎し、接待をするボランティアを募集します。義高親子の縁で狭山市の方々と交流してみませんか。



問合せ・申込み 文化スポーツ課 生涯学習担当
☎6210824

長寿生きがい課

平成29年度 高齢者外出支援タクシー助成券の申請を受け付けます

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証を所有しない75歳以上の方等に、タクシー料金の一部を助成します。ご希望の方は申請してください。

なお、平成28年度の助成券(クリーム色)をお持ちの方は、有効期限が平成29年3月31日となっておりますので、利用していない券は返却してください。

対象 運転免許証を所有しない75歳以上の方。(運転免許証の失効者を含む)平成29年1月1日以降に運転免許証を自主返納した方で、3月31日までに高齢者運転免許証自主返納支援事業を申請され、助成券の交付を受けた方

ただし、次の方を除きます。

- ・入院中の方
- ・介護保険による施設サービスや認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等のサービスを受けている方
- ・重度心身障害者福祉タクシーの支給対象者

助成内容 タクシー運賃が1,000円までは500円の助

成、運賃が1,000円を超えた場合は、その運賃の半額を助成します。最大で1,000円を助成します。(迎車利用時にタクシー運賃が初乗運賃相当額を超えた場合は、最大で1,500円分の助成)

- ・助成券の交付枚数は、1か月あたり4枚、年度末までの分を一括交付します。
- ・助成券の有効期限は、平成30年3月31日です。
- ・利用できるタクシー会社
- ★イグチ交通株式会社
- ★観光タクシー有株式会社
- ★森林公園交通株式会社

受付 長寿生きがい課 または ふれあい交流センター

※土日祝日を除く

申請手続き 本人申請又は代理人申請(委任状及び代理人の運転免許証、保険証など本人確認のための書類が必要)

申請の際は、印鑑をご持参ください。

※代理人とは、同一世帯員、親族、包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者職員、法定代理人及び民生委員等になります。

問合せ 長寿生きがい課
長寿生きがい担当
☎6210718

平成29年4月分からの手当額(子ども1人当り)

手当名	支給内容	改定前	改定後	増減額
児童扶養手当 第1子	全部支給	42,330円	42,290円	▲40円
	一部支給	42,320円 ～9,990円	42,280円 ～9,980円	▲40円 ～▲10円
児童扶養手当 第2子加算	全部支給	10,000円	9,990円	▲10円
	一部支給	9,990円 ～5,000円	9,980円 ～5,000円	▲10円 ～0円
児童扶養手当 第3子以降加算	全部支給	6,000円	5,990円	▲10円
	一部支給	5,990円 ～3,000円	5,980円 ～3,000円	▲10円 ～0円
特別児童扶養手当	1級	51,500円	51,450円	▲50円
	2級	34,300円	34,270円	▲30円
障害児福祉手当		14,600円	14,580円	▲20円
特別障害者手当		26,830円	26,810円	▲20円
経過的福祉手当		14,600円	14,580円	▲20円

(特別)児童扶養手当及び各種福祉手当受給者の方へお知らせ

平成29年4月分から(特別)児童扶養手当及び各種福祉手当額が改定されることになりました。

手当額は、物価変動率(▲0.1%)を踏まえ、次のとおり改定となります。

問合せ
【児童扶養手当・特別児童扶養手当について】
県少子政策課 手当・ひとり親家庭支援担当
☎048183013337
子育て支援課
☎6210825

【障害児福祉手当・特別障害者手当等について】
西部福祉事務所 地域福祉担当
☎049128316800
健康いきいき課 社会福祉担当
☎6210716

重度心身障害者福祉タクシー利用券について

心身に重度の障害のある方に平成29年度タクシー利用券(36枚綴)を交付しますので、ご希望の方は申請してください。また、タクシーには障害者割引制度があります。身体障害者手帳または療育手帳を乗務員に提示すると、料金が1割引になります。タクシー券との併用も可能です。

平成28年度の利用券(桃色)の有効期限は3月31日までです。利用していない券は返却ください。

対象 身体障害者手帳1～3級または療育手帳A～B

持ち物 手帳、印鑑

受付 3月27日(月)から ※土日祝日を除く

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎6210716

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受付中です

消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方への負担を考慮し、制度的な対応(軽減税率導入)を行うまでの臨時的措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

支給額 1人につき1万5千円

対象 平成28年度町県民税が非課税の方(課税者の被扶養者及び生活保護受給者は除く)

3月から健康いきいき課にて申請の受付をしており、対象と

健康いきいき課

難病患者の方の経済的負担を軽減します

お見舞金を支給します

町では難病患者の方に見舞金を支給しています。

対象 町に引き続き1年以上住民登録があり、保健所で指定